

経 済 産 業 省

20220405 貿局第1号
輸入注意事項2022第7号
経済産業省貿易経済協力局

「原子力関連貨物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「原子力関連物質の輸入の承認について」の一部改正について

「原子力関連物質の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

「原子力関連貨物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○原子力関連貨物の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第3号）

改正後	現 行
<p>1 対象品目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ジルコニウムの管 関税率表の第<u>8109・91</u>号に該当するもののうち、ジルコニウムの管（原子炉本体を構成するために設計、製造されたものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のものに限る。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>1 対象品目</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ジルコニウムの管 関税率表の第<u>8109・90</u>号に該当するもののうち、ジルコニウムの管（原子炉本体を構成するために設計、製造されたものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のものに限る。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>